

●行動援護及び移動支援指定事業所へのヒアリング結果まとめ

| | A【西東京市】(行動援護+移動支援) | B(西東京市)(移動支援) | C(小金井市)(行動援護+移動支援) | D(武蔵野市)(行動援護+移動支援) | E(小平市)(行動援護+移動支援) |
|---------------------------------|--|---|---|---|---|
| 1 利用者像について | ●グループホームに入所されている方 ●通学されている方 | ●身体障害 ●知的障害の方で、行動障害を持った方が多い。 | ●知的障害の方で、行動障害を持った方が多い。 | ●知的障害の方が多い。 | ●知的障害の方(4人) |
| 2 用途は | ●余暇活動 ●放課後の送迎 | ●通所 ●通学までのつなぎ ●日中一時のつなぎの支援 ●外出、散歩、買い物 | | ●余暇活動がほとんど | ●余暇活動 ●通所 |
| 3 予約の取りづらいつい状況はあるか | ●平日は時間帯等の競合は見られないが、土日祝日が予約が多い。通所が月曜から金曜なので、どうしても移動支援が土日に集中する。人手という意味でも土日は厳しい。 ●本来1人で外出することが難しく、介護状況が重い方を優先しているため、お断りする状況は多い。 | ●ヘルパーがいない。 ●受給者証に載せても利用できる事業所がない。 | ●全く受けないということではないが、収益のいいところから予約を受け付けることはある。 ●平日は大丈夫だが、土日等はグループ活動で1対1で行動することもあり、土日祝日は予約が集中する。 | ●予約が取れないという状況は常に発生しているが、特に土日が顕著である。 | ●利用される方が少ないので、予約が取れないという状況は現状ない。 |
| 4 事業所運営に対する報酬単価の影響について | ●もともと移動支援だけでは運営は成り立たない。平成18年の自立支援法の施行とともに、地域生活支援事業に切り取られた時点で、先は厳しいと考えてきた。 ●行動援護や重度訪問介護等の事業と組み合わせて事業展開していかなければ安定しない。 | ●障害児から障害者へ変わった方たちの作業所の終了後の居場所がないため、日中一時の利用となる。 ●長時間利用されるわけではないため、割に合わない。 ●夏休みは午前9時から午前10時までが日中一時、午前10時から午後5時までが放課後等デイサービスとなったり、休日などは1日のうちで4時間以内を3回利用することになるため、事業所はやっていけない。 | ●移動支援だけでは立ち行かない。行動援護、日中一時と併せて対応している。 ●小平市などは行動援護と移動支援を併用できる仕組みを作っている。 ●ヘルパーについて交通費を全額支給しているの、西東京市の方だけだと赤字になってしまう。 | ●従事しているヘルパーが他市の方が多く、交通費の負担も大きいので、上げていただけると助かる。 | ●単価が上がったからといってヘルパーの給与が上がる等の影響はない。 |
| 5 西東京市の報酬単価に対して | | ●最低賃金が上がっているのに、報酬が変わらないのは事業所泣かせ。 ●母体のないところは耐えられない。 ●ただし、報酬を変えたとしても、ヘルパーに払う単価を決めないと、経営にまわされてしまうので解決できないと思う。 | ●西東京市は介護の大変な方の利用が多いのに、単価の設定も低く、身体介護が必要な方でも車椅子を利用してなければ低い方の単価になるので、ヘルパーは納得していないのではないか。 | ●移動支援のみでは経営は成り立たないので、行動援護・同行援護を併せてやっと成り立っている。 | ●周りの市町村の単価が徐々に上がってきているので、低く感じる。 |
| 6 西東京市の地域生活支援事業に対する課題・問題について | ●土日の報酬を引き上げることができるという。い。 ●夕方1～2時間の報酬のあり方(最初の30分は高い金額にするなど)を検討するなどしないと事業所的には厳しい。23区などは国に準じて区分を設定し、さらに最初の30分から1時間は単価を高くし、時間が長くなれば安くなるなどとしている。 ●重度訪問介護のサービスを受けていないが、外出が困難な方を移動支援の対象にできるといい。 | ●身体介護「あり」「なし」を変えない理由は何があるのか？ ●ただ一律に値上げするのではなく、最低の単価を決めるなど、本当にヘルパーの手元に届く報酬が上がるような仕組みを作った上で、人件費の解決を図ってほしい。 ●いくら志があっても、経営が成り立たなくなったら事業を持続できない。報酬のせいで、事業が立ち行かなくなるのはおかしい。 ●消費税、最低賃金の値上げを踏まえた報酬設定、区分の制度設計の見直しをしてほしい。 | ●車椅子の利用が「ある」「なし」という基準は実態に合っていない。車椅子を利用してなくても、1人では何もできない方、トイレ介助が必要な方がいるのに、身体介護なしというのはおかしい。見直したほうがいい。 | ●支給上限時間が低いと感じる。夏季の時間増加は助かるが、それでも足りないという声を利用者の方から聞いている。 ●身体介護のありなしの基準に疑問を感じる。 | ●15分の利用で30分の算定という基準に疑問を感じる。そのような基準はこのあたりだと西東京市や東村山市だけで、他の市町村は10分で30分の算定という基準でやっている。 |
| 7 従業者は有資格者か | ●有資格者である。 | — | ●ヘルパーを増やすために自前で研修を実施している。受講後ヘルパー登録してくれた場合は、受講料を全額返金している。 | ●法人で実施している移動支援の研修とヘルパー2級を要件としている。 | ●ヘルパー2級 |
| 8 従業者について、何らかの資格があることが望ましいと考えるか | ●重度訪問介護初任者研修や行動援護の研修を終了した有資格者であることが望ましい。 | — | ●ヘルパーが不足している中で、行動援護の研修を毎月開催している。 ●大学生を獲得するため、事務所を学芸大学の近くへ移転した。 ●児童発達支援も運営しているので、そこから引き抜くなどして対応している。 | ●行動援護の研修を終えていると良い。 | ●特になし。色々な方が従事できる方が望ましい。 |